

改正資金決済法

～政令案・内閣府令案のパブリックコメントを踏まえて～

弁護士法人 三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー

弁護士 渡邊 雅之

TEL: 03-5288-1021

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

資金移動業に関する改正

改正の経緯

- 金融庁・金融制度スタディグループ『「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告』(2019年7月26日)
- 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告(2019年12月20日)
- 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(2020年3月6日提出、2020年6月5日成立)
- 令和2年金融商品取引法改正に係る内閣府令・告示案の公表について(2020年12月25日意見募集・2021年1月25日意見締切)
- 施行時期:パブコメ結果を踏まえて2021年4月中旬～6月5日までの間か？

経過措置

改正法附則1条2号

⇒公布の日(2020年6月5日)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

1. 改正法附則1条2号に掲げる規定の施行(「第二号施行日」)の際現に法37条の登録を受けている者は第二種資金移動業を営む資金移動業者として法37条の登録を受けたものとみなされる。(改正法附則7条1項)⇒「**みなし登録第二種業者**」

2. みなし登録第二種業者は、**1月以内**に改正法38条1項各号に掲げる事項を記載した書類および同条2項の添付書類を内閣総理大臣に提出しなければならない(改正法附則7条2項・改正府令5条)

3. 改正法40条の2第1項の業務実施計画の認可を受けようとする者(=第一種資金移動業を営もうとする者)は、第二号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。(改正令附則5条)

⇒当局が認可申請を受け付けるのは、2021年5月中旬以降か？認可までには2～6ヶ月程度かかるか？

WGグループ報告書での「決済法制」に関する提案

キャッシュレス時代の利用者ニーズに応え、利便性が高く安心・安全な決済サービスを実現するため、柔軟かつ過不足のない規制を整備。

1 資金移動業

- 資金移動業者について、現行の100万円以下の送金を取り扱う事業者に加えて、「高額」(100万円超)送金を取り扱う事業者、「少額」(数万円程度)送金を取り扱う事業者の類型が創設され、3類型となる(3類型の併営可能)。

(1)「高額」(100万円超)送金を取り扱う事業者

- 認可制(現行資金移動業者は登録制)
- 具体的な送金指図を伴わない資金の受入れを禁止

(2)現行制度(100万円以下の送金)を前提に事業を行う事業者

- 利用者資金残高が送金上限額(100万円)を超える場合、事業者が送金との関連性を確認し、無関係な場合は払出し。

(3)「少額」(数万円程度)送金を取り扱う事業者

- 利用者資金について、供託等の現行の保全方法に代えて、自己の財産と分別した預金での管理を認める。
- 供託、保全契約、信託契約の併用を認めるなど、利用者資金の保全方法を合理化。

2 前払式支払手段

- チャージ残高の譲渡が可能なものについて、不適切な取引を防止するために発行者に求められる対応を明確化。
 - * 利用者資金の保全額(半額)の引き上げについては、共通の認識が得られず(直ちに実施せず)。

3 無権限取引への対応

- 事業者の自主的な対応を促す観点から、利用者に対する情報提供事項に個社の対応方針を追加。

4 収納代行

- 割り勘アプリについて、資金移動業の規制対象であることを明確化。
 - * エスクローについては、共通の認識が得られず(直ちに制度整備せず)。

類型ごとの規制

類型	送金上限額	参入規制・体制整備	滞留規制	利用者資金の保全	その他
第1種資金移動業者： (新設)	上限額なし (100万円を超える送金可)	認可制 ※システムリスク管理、セキュリティ対策、マネロン・テロ資金供与対策は現行制度よりも充実した体制必要	原則 滞留不可 送金額/送金日/送金先 が明確な場合のみ資金を受け入れ、直ちに送金	供託、保全契約、信託 のいずれの併用も認める。 営業日ごとに必要額を算定し、 2営業日以内 に保全	
第2種資金移動業者： (現行制度を前提に事業を行う事業者)(法36条2項・令12条の2)	100万円／件	登録制 ※現行と変更なし	滞留可 ただし、 受入額100万円超の場合、送金と無関係の資金を滞留させない体制整備	供託、保全契約、信託契約 のいずれの併用も認める。 週に1回以上必要額を算定し、 3営業日以内 に保全	第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針 を利用者に情報提供
第3種資金移動業者： (法36条2項3号、令12条の2第2項) (新設)	5万円／件	登録制 ※マネロン・テロ資金供与規制も第2類型と同水準	滞留可 ただし、受入上限額 5万円 以下	供託、保全契約、信託契約 に加えて、自己の財産と分別した 預金管理 も可能。 週に1回以上必要額を算定し、 3営業日以内 に保全	

※滞留規制に係る解釈や損失補償方針として記載すべき項目など監督上の留意点を事務ガイドラインに記載

資金移動業の定義

○資金決済に関する法律第2条第2項

新	旧
2 この法律において「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいう。	2 この法律において「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引(<u>少額の取引として政令で定めるものに限る。</u>)を業として営むことをいう。

○資金決済に関する法律施行令第2条

新	旧
(削除)	<u>(資金移動業の対象となる取引)</u> <u>第2条 法第2条第2項に規定する政令で定める取引は、百万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引とする。</u>

資金移動業の種類

1. 第一種資金移動業(法36条の2第1項)

資金移動業のうち、第二種資金移動業及び第三種資金移動業以外のものをいう。

2. 第二種資金移動業(法36条の2第2項)

資金移動業のうち、100万円相当額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと(第三種資金移動業を除く。)をいう。

3. 第三種資金移動業(法36条の2第3項)

資金移動業のうち、5万円相当額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むことをいう。

第一種資金移動業者

1. 送金上限なし

2. 業務実施計画の認可(法40条の2)

①上限額、②電子情報処理組織の管理方法、③為替取引に係る業務提供方法、④送金先の国・地域、⑤AML/CFTの体制、⑥滞留規制に対応する体制、⑦送金事故等の対応方針 等

3. 履行保証金の認可(法43条、府令11条1項、)

- ・要履行保証金を2営業日以内に供託
- ・信託については

4. 滞留資金の規制(法51条の2、府令32条の2)

①移動する資金の額、②資金を移動する日、③資金の移動先が明らかでない送金資金を受け入れてはならない。⇒原則滞留不可

業務実施計画の認可(法40条の2):第一種資金移動業者のみ

○業務実施計画の認可(改正法40条の2第1項、改正府令9条の3)

資金移動業者は、第一種資金移動業を営もうとするときは、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。軽微な変更な認可を除く、業務実施計画の変更をする場合も同様に認可を得る必要がある(改正法40条の2第1項後段)。

- ① 為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合にあつては、当該上限額(改正法40条の2第1項1号)
- ② 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法(同項2号)
- ③ 為替取引に係る業務の提供方法(同項3号、改正府令9条の3第1号)
- ④ 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域(同条2号)
- ⑤ 犯罪による収益の移転防止(犯罪による収益の移転防止に関する法律第1条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。)及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項(同条3号)
- ⑥ 法51条の2の規定(第一種資金移動業に関し負担する債務の制限:利用者の滞留資金の禁止)を遵守するために必要な事項(同条4号)
- ⑦ 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合の対応に関する方針(同条5号)
- ⑧ その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項(同条6号)

第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目(事務ガイドラインⅢ)

第一種資金移動業者は、1件当たり100万円を超える高額の為替取引を行うことができる。高額の為替取引はその履行が確保されない場合に、送金資金の受取人が資金繰りに窮するなどの社会的・経済的な影響が大きく、また、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の重要性も相対的に高まることとなる。このため、**第一種資金移動業を適正かつ確実に遂行するための体制整備**のほか、特に、**システムリスク管理、セキュリティ対策、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策**等に関しては、高額の為替取引を行うことに伴うリスクを踏まえ、他の種別の資金移動業者と比較して充実した体制整備が求められる。

(注)高額の為替取引を行うことに伴うリスクを踏まえた対応として、第一種資金移動業を営もうとするときは、業務実施計画を定めた上、金融庁長官の認可を受ける必要がある。

第一種資金移動業者の監督に当たっては、Ⅱの項目毎の着眼点に記載されている対応が適切になされていることに加え、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。

為替取引の上限額(法40条の2第1項1号)

業務実施計画においては、為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合にあつては、当該上限額(改正法40条の2第1項1号)を記載することとされている。

事務ガイドラインⅢ-1-5 為替取引の上限額

第一種資金移動業者は、**為替取引の上限額に応じたリスク管理態勢の整備**を行う必要がある。

Ⅲ-1-5-1 主な着眼点

- ① **為替取引の上限額に応じたリスク評価を実施し、当該リスク評価を踏まえたリスク管理態勢を整備しているか。また、リスク評価を見直しているか。**
- ② **利用者の各送金が、為替取引の上限額の範囲内であることを、システム等を用いて把握するための措置を講じているか。**

為替取引に係る電子情報処理組織の管理の方法(業務実施計画:別紙1)

3. 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

(1) システムの概要

(2) システムの設置場所及びデータの保管場所

- ・システムの設置場所

- ・バックアップシステムの有無及び設置場所

- ・バックアップデータの保管の有無及び保管場所

(記載上の注意)

1. 「システムの概要」は、資金移動業者が管理する各システム(取引システム、顧客管理システム及び社内システム等)の関係性と、連携先(銀行、クレジットカード会社及び店舗等)と接続関係の概要についても記載すること。
2. 「システムの設置場所及びデータの保管場所」は、クラウドサービス等を利用している場合には、おおよその所在地の記載で可とする。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
4. 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理に係る社内規則等を添付すること。

システムリスク管理(事務ガイドラインIII-1-3)

第一種資金移動業者は、高額の為替取引を行うため、攻撃者の標的になる可能性が高く、システムリスク管理について、より強固な管理態勢整備、セキュリティ対策を講じることが求められる。また、システム障害等の不測の事態によるサービス停止時に利用者への影響が大きくなることも想定されることから、システムの安定稼働のための対策を講じることが求められる。このような場合においては、Ⅱ-2-3-1-1に記載の点に加えて、例えば、以下の点について検証を行うものとする。

Ⅲ-1-3-1 主な着眼点

(1) システムリスク管理態勢

第一種資金移動業者は、高額の為替取引が可能となることから、セキュリティ事故が発生した場合やシステム障害時等の不測の事態によりサービス停止した場合、利用者への影響が大きくなることが想定される。そのため、より強固なシステムリスク管理態勢を整備する必要がある。また、外部事業者が提供するものも含む多様なサービスやシステムと連携した、高度・複雑な情報システムを有するなど、リスクが多様化していることから、システムリスク管理態勢について、外部環境の変化に応じた適時のリスク認識・評価を実施することが求められる。

- ① システム統括役員は、有事の対応を含めて、業務を適切に遂行するためのシステムに関する十分な知識・経験を有している者であるか。
- ② システムリスク管理態勢について、専門性を持った第三者(外部機関)等による知見を取り入れた監査又は評価を実施しているか。

システムリスク管理(事務ガイドラインIII-1-3)

(2) セキュリティ対策

第一種資金移動業者は、攻撃者の標的となる可能性が高く、攻撃手法の進化も速いことから、サイバーセキュリティについて、**専門性を持った者による適切な評価**を受けることが求められる。また、利用者認証の不備を起因とした不正アクセス又は不正利用、情報漏えい等のリスクが顕在化していることから、高額送金時等においては、送金額のリスクに見合った、より強固な対策を実施することが求められる。

- ① サイバーセキュリティについて、**専門性を持った第三者(外部機関)等によるネットワークへの侵入検査、脆弱性診断等を実施し、セキュリティ水準に対する客観的な評価を受けているか。**また、**評価結果から導出された課題への対策を実施しているか。**
 - ② 不正アクセス又は不正利用による被害を最小化するための、以下又は以下と同等以上の機能を実装しているか。
 - ・ **1日及び1回の為替取引の上限額を利用者側で設定可能とする機能**
 - ・ **利用者側で送金先を限定できるようにする機能**
 - ・ **上記情報の設定・変更時に利用者に通知する機能**
- (注)「利用者側で送金先を限定できるようにする機能」としては、例えば、**利用者が事前に送金先を登録することとし、登録されていない宛先に送金する場合は、追加認証を利用者に求める機能等**が考えられる。
- ③ **連携サービスの導入時及びその内容・方法の変更時においては、専門性を持った第三者(外部機関)等によるリスク評価を実施するなど、為替取引の上限額に応じ、堅牢なセキュリティ対策を講じているか。**

システムリスク管理(事務ガイドラインIII-1-3)

(3) システムの安定稼働

第一種資金移動業者は、利用者への安定したサービス提供が求められる。システム障害時等の不測の事態が発生した際は、サービス停止による影響を拡大させないために、可能な限りサービスを継続又は迅速に復旧させることが求められる。また、復旧に際しては、重要なデータを安全かつ確実に回復させるための態勢を整備することが求められる。

- ① システム障害等の影響を極小化するためのシステムの仕組みとして、**実効的なバックアップシステム等を構築しているか。**
- ② 重要なデータの整合性及び完全性を毀損しないために、**バックアップを取得する仕組みを構築しているか。**また、**業務継続に必要なデータを迅速にリストア可能とするための手順書を整備し、定期的にリストアテストを実施し、手順書の実効性を確認しているか。**

為替取引に係る業務の提供方法(業務実施計画:別紙2)

4. 為替取引に係る業務の提供方法

(1) 為替取引の種類、提供方法

--

(2) 為替取引に係る指図の受付方法

--

(3) 為替取引に係る資金の受入方法

--

(4) 業務受託者等への送金情報の伝達方法

--

(5) 為替取引に係る資金の払出方法

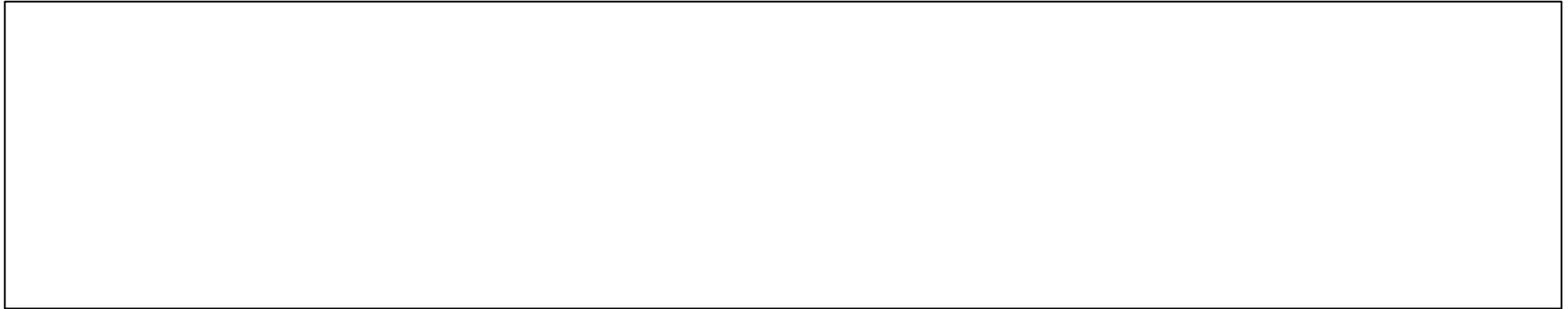
--

(記載上の注意)

1. 「為替取引の種類、提供方法」は、為替取引を**継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、インターネットを利用して提供するか否か**につき記載すること。
2. 「為替取引に係る指図の受付方法」は、**指図の受付方法(インターネット及び店頭等)**を記載し、法第51条の2の規定の観点から**為替取引に係る指図を受け付するか否かを確認する方法、利用者に対し組戻しが生じた場合の返金方法を確認する方法**についても記載すること。
3. 「為替取引に係る資金の受入方法」は、**資金の受入方法(口座振込等)及び分割入金**の可否を記載し、**為替取引に係る指図の受付から資金を受け入れまでの処理**についても記載すること。
4. 「業務受託者等への送金情報の伝達方法」は、**送金情報の伝達方法(送金システムへの入力等)**を記載すること。
5. 「為替取引に係る資金の払出方法」は、**資金の払出方法(口座振替等)**を記載すること。
6. **資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載**すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
7. 「為替取引に係る業務の提供方法」に記載した事項について定めた**社内規則等を添付**すること。

為替取引に係る業務の提供方法(業務実施計画:別紙2)

(6)資金移動の概要図



(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供(送金情報等の伝達を含む。)並びに資金移動の形態を図示すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。

業務の提供方法(事務ガイドラインIII-1-2)

第一種資金移動業者は、高額の為替取引を行うことに伴うリスクを十分に認識し、厳格な滞留規制等を遵守し、適正かつ確実な業務運営を行う必要がある。

Ⅲ-1-2-1 主な着眼点

提供するサービスは、**厳格な滞留規制**を遵守する観点から問題はないか。また、**システムリスク管理**上や**テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策**上、問題はないか。例えば、以下のような点に問題がないか検証すること。

- ・為替取引に係る資金の入金の方法
- ・為替取引に係る資金の受取の方法
- ・緊急時の利用者への連絡方法
- ・為替取引による資金の移動が生じる国及び地域
- ・為替取引の依頼が集中した場合等に、受取人に資金を円滑に払い出すために必要な送金資金(コルレス先の資金を含む)の確保

為替取引による資金の移動が生じる国及び地域(業務実施計画:別紙3)

5. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

--

(記載上の注意)

1. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域の範囲を全て記載すること。
2. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

AML/CFTの体制に関する事項(業務実施計画:別紙4)

6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

(1)経営管理(管理体制)

(2)取引時確認の措置

(記載上の注意)

1. 「経営管理(管理体制)」は、取引時確認等の措置並びにマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン記載の措置を適切かつ確実にを行うための管理体制(部署又は役職等)について記載すること。
2. 「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
4. 「経営管理(管理体制)」及び「取引時確認の措置」に記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第32条第1項第1号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。
5. 導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及びフィルタリング・スクリーニングシステムの名称並びに導入時期又は導入予定時期について記載した書面を提出すること。

テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策(事務ガイドラインIII-1-4)

第一種資金移動業者は、高額の為替取引を行うため、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の重要性が相対的に高まることから、他の種別の資金移動業者と比較して**堅牢なテロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスク管理態勢の構築・維持**が求められる。

国際社会がテロ等の脅威に直面する中で、**テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の不備等を契機として、外国当局より巨額の制裁金を課される事例や、取引相手である海外の金融機関等からコルレス契約の解消を求められる事例が生じるなど、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に対する目線が急速に厳しさを増しており、特に、海外送金等の業務を行う金融機関等においては、日本国内のテロ資金供与及びマネー・ローンダリングの動向のみならず、外国当局による監督も含め国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の動向を十分に踏まえた対応が求められる。**

なお、**リスクベース・アプローチによるテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策管理態勢の構築・維持**は国際的にみても、FATFの勧告等の中心的な項目であるほか、主要先進国でも定着しており、**金融機関等にとっては当然に実施していくべき事項(ミニマム・スタンダード)**であることに留意するものとする。

テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策(事務ガイドラインIII-1-4)

III-1-4-1 主な着眼点

第一種資金移動業者として、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン及びII-2-1-2の事項を適正かつ確実に実施しているか。他の種別の資金移動業者と比較してより堅牢なテロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスク管理態勢を整備するため、特に、以下のような措置を講じているか。

(注)テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に当たっては、リスクベース・アプローチによるリスク管理態勢を整備する必要があることに留意する必要がある。

- ① 特定事業者作成書面等において、対象顧客層(個人・法人、職業・事業内容、居住国の種別など)、対象取引類型(取扱金額、国内向け送金・海外向け送金など)を踏まえ、包括的かつ具体的にリスクの特定・評価を行い、これを踏まえてリスク低減措置を検討しているか。
- ② 取引時確認時等において、犯収法上の取引時確認義務の履行に加えて、我が国を含め関係各国による制裁リスト等を照合するなど、受け入れる顧客のスクリーニングを適切に行っているか。また、各種リスト更新時には再スクリーニングを実施しているか。
- ③ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性を踏まえて、全ての顧客について、適切にリスク評価を実施しているか。また、リスクに応じて、適切に継続的顧客管理措置を実施しているか。
- ④ 取引モニタリングにおいて、各顧客のリスク評価も踏まえ、適切に敷居値が設定されているか。また、ビジネスモデルを踏まえ、疑わしい取引を検知するためのシナリオが適切に設定されているか。届出した疑わしい取引事例や届出に至らなかった事例を分析し、届出に至る調査が適切か、定期的にシナリオ、敷居値の見直し作業を適切に行っているか。
- ⑤ 代理店管理において、各代理店は、リスクに応じた継続的顧客管理措置等の実践が必要であり、それを資金移動業者が検証・評価する態勢を整備しているか。また、資金移動業者は各代理店のリスク評価を行い、そのリスクに応じて管理態勢のモニタリングを行っているか。
- ⑥ テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に関し、専門性・適合性等を有する職員を必要な役割に応じ確保・育成しながら、適切かつ継続的な研修等を行うことにより、組織全体として、専門性・適合性等を維持・向上させる態勢を整備しているか。

滞留規制を遵守するために体制に関する事項(業務実施計画:別紙5)

7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

(1)利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法

(記載上の注意)

- (1) 利用者に対し、**移動する資金の額、資金を移動する日及び資金の移動先が明らかでない為替取引に係る債務を負担しないための措置**
- (2) **為替取引に係る債務を負担してから「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えた時点**を資金を移動する日とする利用者からの**為替取引の指図を受け付けないための措置**や**当該為替取引を行わないための措置**
- (3) **他の利用者から資金を受け取る場合に資金の滞留が生じないための措置**
- (4) **その他利用者資金の滞留を防止するための措置**

(2)利用者資金の滞留の禁止に関する履行に関し、適正かつ確実に実施するための体制

(3)利用者資金の滞留の禁止に関する監視方法

(記載上の注意)

「利用者資金の滞留の禁止に関する監視方法」は、「**利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法**」に記載した**措置の運用状況に係る監視方法**について記載すること。

(4)利用者資金の滞留の禁止に関する監視に関し、適正かつ確実に実施するための体制

(5)資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間

(記載上の注意)

3. 「**資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間**」は、第32条の2第2項に規定する「利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の**資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間**」を除いた期間について、**為替取引による資金の移動が生じる国及び地域別に記載**すること。
5. 「**資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間**」に記載した**期間の内訳**(必要な事務処理の内容及び事務処理機関)を記載した書面及び当該事務処理期間を確認できる資料を添付すること。また、**資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて債務を負担した場合の検証態勢を記載した書面**を添付すること。
6. に関し、「**資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない事由**」として**想定される事由及び当該事由が生じた場合の対処方針**を記載した書面を添付すること。

滞留規制を遵守するために体制に関する事項(業務実施計画:別紙5)

(記載上の注意)

1. 「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」は、(1)から(4)までの措置について、具体的に記載すること。
 - (1) 利用者に対し、**移動する資金の額、資金を移動する日及び資金の移動先**が明らかでない為替取引に係る**債務を負担しないための措置**
 - (2) 為替取引に係る債務を負担してから「**資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間**」を超えた時点を資金を移動する日とする**利用者からの為替取引の指図を受け付けないための措置**や**当該為替取引を行わないための措置**
 - (3) **他の利用者から資金を受け取る場合に資金の滞留が生じないための措置**
 - (4) **その他利用者資金の滞留を防止するための措置**
2. 「利用者資金の滞留の禁止に関する監視方法」は、「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」に**記載した措置の運用状況に係る監視方法について記載**すること。
3. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」は、第32条の2第2項に規定する「利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の**資金移動業者の責めに帰することができない事由**により**資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間**」を除いた期間について、**為替取引による資金の移動が生じる国及び地域別に記載**すること。
4. 資金移動の**形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載**すること。記載しなければならないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
5. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」に記載した期間の内訳(必要な事務処理の内容及び事務処理機関)を**記載した書面及び当該事務処理期間を確認できる資料を添付**すること。また、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて債務を負担した場合の検証態勢を記載した書面を添付すること。
6. 3. に関し、「**資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない事由**」として**想定される事由及び当該事由が生じた場合の対処方針を記載した書面を添付**すること。
7. 「**法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項**」(「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を除く。)に記載した事項について定めた**社内規則等を添付**すること。

滞留規制(法51条の2)(第一種資金移動業者)

1. 滞留資金の原則禁止(法51条の2第1項、府令32条の2第1項)

第一種資金移動業者は、第一種資金移動業の各利用者に対し、①移動する資金の額、②資金を移動する日、③資金の移動先が明らかでない為替取引に関する債務を負担してはならない。

2. 事務処理に必要な期間等を超えた滞留資金の禁止(法51条の2第2項、府令32条の2第2項)

第一種資金移動業者は、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間(利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間を含む。)を超えて為替取引に関する債務を負担してはならない。

厳格な滞留規制等(事務ガイドラインIII-1-1)

第一種資金移動業者は、高額の為替取引を行うことから、仮に、破綻等した場合であっても、利用者に与える影響や社会的・経済的な影響を極小化する必要がある。また、利用者から受け入れる資金について直ちに資金の移動に関する事務処理を開始し、運用・技術上必要な期間を超える滞留をしないようにするなど、厳格な滞留規制が課されており、これを適切に遵守する必要がある。

なお、第一種資金移動業者として為替取引を行う場合には、利用者から1件当たり100万円以下の為替取引の指図を受ける場合であっても、当該規制が課されることに留意が必要である。

⇒送金取引時、顧客が200円、500円、1,000円といった少額を多めに入金して来るケースがあるが、顧客から返金要求が無い場合、例えば、上限10,000円を設定して、返金対象額が上限に達した時点で返金処理を行う運用としても可能か？

利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法・監視方法が確立し、有効に機能する態勢として、以下のような措置を講じているか。

- ① 利用者から具体的な為替取引の指図を伴わない資金を受け入れない措置を講じているか。
(注1) 具体的な為替取引の指図とは、為替取引の依頼の際に、送金人が第一種資金移動業者に対し、①移動する資金の額、②資金を移動する日及び③資金の移動先が全て明確に指定されている必要があり、一部でも明確になっていない場合には、具体的な為替取引の指図とは認められないことに留意すること。
(注2) 注1の②資金を移動する日とは、為替取引の依頼を受けた際、実際に、資金の移動に関する事務を実施する上で、具体的日付となる資金の移動の完了予定日(以下「完了予定日」という。)をいう。なお、送金人が完了予定日を予め指定しなかった場合には、資金移動業者から送金人に対し、完了予定日を提示し、送金人の確認を得ること。また、その際に完了予定日から逆算した入金予定日を伝達し、入金予定日までは資金を受け入れないこと。
- ② 未達債務の発生時点から、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間内に確実に為替取引が完了するための体制が整備されているか。
(注3) 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」とは、運用・技術上必要な期間であり、例えばテロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策上の確認・検証、海外拠点や銀行等への連絡、銀行口座への振込といった、個々の為替取引の事務処理に要する必要最低限の期間を考慮し、合理的に算定した期間をいう。なお、下記④の資金移動業者の責めに帰することができない事由が生じた場合には、これを解消するまでの期間も当該期間に含まれる。
(注4) 第一種資金移動業の利用者が予め入金した資金を、ATMで第一種資金移動業者から発行されたカードを用いて引き出しを行うサービスを提供することや、第一種資金移動業者に資金の支払いを行い、当該資金の額に相当する証書(マネーオーダー)の発行を受けた送金人が受取人に証書を送付し、受取人が当該証書と引き換えに現金を受け取るサービス等を提供することは、具体的な為替取引の指図を伴っていたとしても、通常、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて第一種資金移動業者が為替取引に関する債務を負担することになると考えられるため、法第51条の2第2項に違反する可能性があることに留意すること。
- ③ 受取人が資金を受け取る場合には、受取人が予め登録した受取人の銀行等の預金口座に直接資金を入金するなど、受取人の資金について為替取引の完了に向けて無用な滞留が生じない措置を講じているか。
- ④ 資金の滞留について、「第一種資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」として想定される事由が生じた場合の対処方針を策定しているか。
(注5) 「第一種資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」とは、例えば、指定された資金の移動先に関する情報に誤りがある場合や資金の移動先が利用する金融機関等が休業日である場合など、資金移動業者の努力だけでは滞留を回避することができない真にやむを得ない場合に限定される。
- ⑤ 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」(注3のなお書きを含まない期間)を超えて債務を負担した場合には、為替取引毎に、その原因を検証し、当該原因が第一種資金移動業者の責めに帰する事由であった場合に再発防止を図るための態勢を整備しているか。
- ⑥ 利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法や監視方法について、社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

厳格な滞留規制(監督手法・対応)(Ⅲ-1-1-2)

(1) 問題認識時

検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された厳格な滞留規制等に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

さらに、第一種資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。)

(2) 事務処理に必要な期間の超過時

第一種資金移動業者が、「**資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間**」を超えて債務を負担した場合、Ⅲ-1-1-1(1)⑤に係る**原因の検証結果について、定期的に当局宛ての報告を求めるものとする**。なお、当該**原因が「第一種資金移動業者の責めに帰する事由により資金を移動することができない場合」**は、併せて再発防止策についても、**報告を求めるものとする**。

滞留規制(第二種資金移動業)(府令30条の2)

1. 第二種資金移動業者は、各利用者に対して負担している為替取引(第二種資金移動業に係るものに限る。)に関する債務の額が、100万円相当額を超える場合は、当該債務に係る債権者である利用者の資金(第二種資金移動業に係るものに限る。)が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならない。(同条1項)
2. 第二種資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならない。(同条2項)

※上記のほか、法51条に利用者保護等の措置の一つとして、「利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものを保有しないための措置」が追加される。
⇒第二種資金移動業が特に対象

滞留規制(第二種資金移動業)

IV-1 滞留規制

資金移動業者に為替取引との関連性に疑義がある利用者資金が滞留することの問題点として、①資金移動業者が利用者資金を受け入れた状態で破綻した場合、利用者が還付を受けるまでに相応の時間を要するなど、利用者保護の観点から問題があること、②資金移動業者が本来的には必要がない保全コストを負担することになり、効率的な業務運営の妨げとなりうること、③出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。)第2条の預り金規制に抵触する疑義が生じうること、④銀行預金と異なり経済活動に活用されない資金が増加することにより、経済的悪影響が生じうることを考えられる。

第二種資金移動業については、利用者資金の受入れについて定量的な制限がなく、第一種資金移動業及び第三種資金移動業と比較し、為替取引に用いられないことがない利用者資金を保有する可能性が高いことから、こうした利用者資金を保有しないための措置を講ずる必要がある。

IV-1-1 主な着眼点

為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置利用者1人当たりの受入額が100万円を超えている場合、利用者資金が為替取引に関するものであるかを確認し、仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、利用者に払出しを要請し、利用者がこれに応じない場合、利用者への資金の返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる態勢が整備されているか。

その際、利用者資金と為替取引との関連性を判断するに当たっては、利用者ごとに①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮しているか。

(注1)例えば、受入額が100万円を超えているアカウントを認識した際、為替取引の予定の有無や、当該利用者の過去の取引実績等と比較して多額の資金が長期間滞留しているかを確認し、当該確認の結果、為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断した場合、予め登録された利用者の銀行口座に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断した金額を振り込む方法等が考えられる。

(注2)為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置については、利用者資金が為替取引に用いられるものであるかを適時適切に確認する態勢が整備されているかに留意する。

なお、当該確認(内閣府令第30条の2第1項)を行った結果、利用者資金のうち100万円以下の部分についても、為替取引に用いられるものではないと認められるものについては、利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる必要があることに留意する。

上記に関し、具体的な確認方法、判断基準、対応方法について規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。また、システム対応を含め必要な態勢を構築しているか。

第三種資金移動業の滞留規制(法51条の3・令17条の2)

第三種資金移動業者は、第三種資金移動業の各利用者に対し、**5万円に相当する額**を超える額の債務(第三種資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に限る。)を負担してはならない。

⇒5万円以下であれば滞留可能

○事務ガイドラインV-1(滞留規制(為替取引に関する上限額))

第三種資金移動業者は、為替取引に関して、1件当たりの送金額及び利用者1人当たりの受入額のいずれも5万円相当額を上限額とするため、当該上限額を超える為替取引に関する業務を行わないようにする措置を講じることが必要であり、例えば、以下の点に留意するものとする。

V-1-1 主な着眼点

- ① 各利用者から5万円相当額を超える為替取引の依頼を受け付けない仕組みを講じているか。
- ② 各利用者に対し負担する為替取引に関する債務が**5万円相当額を超えない仕組み**を講じているか。例えば、ある利用者が他の利用者から資金を受け取った結果、当該利用者(受取人)に対する受入額(為替取引に関する債務)が5万円相当額を超えることを防止するために必要な措置を定めているか。

(注)例えば、ある利用者が、**アカウント残高が4万円の他の利用者に対して3万円の送金を行う場合には、仮にこれを全額アカウントで受け取るとすると、当該利用者(受取人)のアカウント残高は7万円となり、受入上限額である5万円を超過することとなるため、これを防止する措置が必要となる。**このため、例えば、**受取人のアカウント残高と送金人の送金予定額の合計が5万円を超える場合には送金不可とすることや、上限額を超過する2万円を自動的に銀行口座に出金する等の契約にすることなどの措置が考えられる。**

- ③ 上記対応について規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。また、必要なシステム対応を行っているか。

事故発生時の対応方針に関する事項(業務実施計画:別紙6)

8. 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針

(1) 為替取引に関する事故が発生した場合

(記載上の注意)

1. 「為替取引に関する事故」とは、システム障害等(システム障害やサイバーセキュリティ事案)の発生や誤った為替取引(例えば、資金の移動先の誤りや二重送金等)が発生した場合等をいい、「為替取引に関する事故が発生した場合」は、資金移動業者が行う為替取引の内容に応じ、発生するおそれがある為替取引の内容に応じ、発生するおそれがある為替取引に関する事故毎に、以下の内容を記載すること。

(1) 利用者への損失の補償の有無

(2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び補償手続の内容

(3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容

(4) (1)から(3)までの内容を**実施するための態勢**

(2) 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合

(記載上の注意)

2. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」は、以下の内容を記載すること。

(1) 資金移動業の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者への損失の**補償の有無**

(2) (1)の補償が「有」の場合には、その**補償の内容**(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び**補償手続の内容**

(3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その**内容**

(4) (1)から(3)までの内容を**実施するための態勢**

(3) 送金資金に不足が生じた場合

(記載上の注意)

3. 「送金資金に不足が生じた場合」は、**為替取引の依頼が集中**したこと等により、利用者への送金資金に不足が生じ、為替取引の履行が確保されないおそれが生じた場合において、**当該為替取引の履行を確保するための対応(実施するための態勢を含む。)**を記載すること。

事故発生時の対応方針に関する事項(業務実施計画:別紙6)

(記載上の注意)

1. 「為替取引に関する事故」とは、システム障害等(システム障害やサイバーセキュリティ事案)の発生や誤った為替取引(例えば、資金の移動先の誤りや二重送金等)が発生した場合等をいい、「為替取引に関する事故が発生した場合」は、資金移動業者が行う為替取引の内容に応じ、発生するおそれがある為替取引の内容に応じ、発生するおそれがある為替取引に関する事故毎に、以下の内容を記載すること。
 - (1)利用者への損失の補償の有無
 - (2) (1)の保障が「有」の場合には、その補償の内容(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び補償手続の内容
 - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
 - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
2. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」は、以下の内容を記載すること。
 - (1)資金移動業の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者への損失の補償の有無
 - (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び補償手続の内容
 - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
 - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
3. 「送金資金に不足が生じた場合」は、為替取引の依頼が集中したこと等により、利用者への送金資金に附則が生じ、為替取引の履行が確保されないおそれが生じた場合において、当該為替取引の履行を確保するための対応(実施するための態勢を含む。)を記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
5. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」及び「送金資金に不足が生じた場合」に記載した事項を定めた社内規則等を添付すること。

為替取引に関する事故が発生した場合等の対応方針(事務ガイドラインⅢ-1-6)

第一種資金移動業者は、利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合(Ⅱ-2-6参照)のほか、高額の為替取引の履行が確保されない場合にも、利用者が資金繰りに窮するなどの社会的・経済的な影響が大きいため、利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から、為替取引に関する事故に対して適切かつ直ちに対応することが重要である。このため、第一種資金移動業者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。

(注)「為替取引に関する事故」とは、システム障害等の発生や受取人の銀行等の預金口座に振り込むために必要な送金資金に不足が生じたこと等により送金の履行が確保されない場合、誤った為替取引(資金の移動先の誤りや二重送金など)が発生した場合などをいう。

Ⅲ-1-6-1 主な着眼点

- ① 第一種資金移動業者が提供する資金移動サービスの内容に応じ、発生する恐れのある為替取引に関する事故毎の補償その他の対応に関する方針を策定しているか。
- ② 為替取引に関する事故が発生した場合に直ちに補償その他の対応を実施するための態勢が整備されているか。

認可の申請(事務ガイドラインVIII-2-2)

業務実施計画の認可及び変更認可の申請並びに変更の届出の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 認可申請書、届出書の受理

認可及び変更認可の申請書並びに変更の届出の受理に当たっては、次の事項に留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。

- ・ 資金移動業の登録(変更登録を含む)の申請と第一種資金移動業に係る業務実施計画の認可の申請を併せて行う場合には、登録申請書の記載内容と業務実施計画の記載内容との間に齟齬等がないことを確認するものとする。

(2) 認可の申請の審査

業務実施計画の認可の申請があった場合は、申請者の予定している為替取引の上限額や業務内容に応じ、審査するものとする。

(注) 審査に当たっては、申請者より申請内容について十分なヒアリングを行うとともに、必要に応じ、説明内容の裏付けとなるデータ等の追加資料の提出を求めるものとする。

① 為替取引の上限額

第一種資金移動業を適正かつ確実に遂行するため、**為替取引の上限額に応じたシステムリスク、テロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスク**を始めとする**各リスク評価を実施**し、当該リスク評価を踏まえたリスク管理態勢を整備しているか。例えば、以下の点に留意し、審査するものとする。

- ・ 高額の為替取引を行うに当たり、法に基づく履行保証金の供託等の義務を適正かつ確実に履行するに足る資金の調達方法を有しているか。
- ・ 為替取引の上限額に見合った財産的基礎を有しているか。

② 厳格な滞留規制

イ。「**資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間**」の審査に当たっては、根拠となる資料の提出を求めることとし、特に以下の点に留意するものとする。

- ・ 必要な事務処理(テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上の確認・検証、海外拠点や銀行等への連絡、銀行口座への振込など)毎に、合理的な期間が設定されているか。
- ・ 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域毎に設定されているか。

ロ。「**第一種資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合**」として想定されるものがある場合、その事由が真に資金移動業者の責めに帰することができないものとして適切なものとなっているか。

(3) 認可の条件

認可に際しては、その必要の限度において条件を付すこと及び当該条件を変更することができることに留意する。

認可の申請(事務ガイドラインVIII-2-2)

(4) 申請者への通知

業務実施計画を認可した場合は、認可通知書を申請者に交付するものとする。

認可を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対して審査請求できる旨及び国を相手方とする処分
の取消しの訴えを提起できる旨等を記載した認可拒否通知書を申請者に交付するものとする(Ⅷ-4参照)。

(5) 認可後の対応

当該業務実施計画の認可の後、監督上の対応においては、以下の点に留意するものとする。

- ① 認可後、営業開始前までの間に、必要に応じて、ヒアリング及び実地検証等を行い、正常に営業を開始できるかどうかを確認すること。ただし、Ⅷ-2-1(4)と同時に行う等、資金移動業者の負担軽減に留意することとする。
- ② 認可に条件を付した場合、当該認可条件が充足されているかどうかについて、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより状況を把握すること。
- ③ 認可した業務実施計画の諸方策に係る履行状況については、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより状況を把握すること。
- ④ 業務実施計画に記載された事項を変更し、当該変更の認可を受けた場合、当該変更事項が登録事項の変更である場合には、法第41条第4項に規定する変更届の提出を求めること。例えば、業務実施計画の「為替取引の上限額」を変更し、当該変更に係る認可を受けた場合は、法第38条第1項第8号の「資金移動業の内容及び方法」の変更があったものとして、登録簿における「取扱上限金額」に係る変更届の提出が必要である。

(6) 変更認可の審査

業務実施計画の変更の認可の申請があった場合においては、認可の申請の審査に準じて行うものとする。

業務実施計画の変更の認可・届出

1. 業務実施計画の変更の認可(改正法40条の2第1項後段)

業務実施計画の下記①から⑧の事項について変更がある場合には、下記2の軽微な変更該当する場合を除き、内閣総理大臣の認可が必要となる。

第一種資金移動業者は、業務実施計画の変更の認可を受けようとするときは、別紙様式第9号の4により作成した**変更認可申請書**に、変更しようとする事項に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない(改正府令9条の4第1項)。

- ① 為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合には、当該上限額(法40条の2第1項1号)
- ② 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法(同項2号)
- ③ 為替取引に係る業務の提供方法(同項3号、改正府令9条の3第1号)
- ④ 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域(同条2号)
- ⑤ 犯罪による収益の移転防止(犯罪による収益の移転防止に関する法律第1条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。)及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項(同条3号)
- ⑥ 法51条の2の規定(第一種資金移動業に関し負担する債務の制限:利用者の滞留資金の禁止)を遵守するために必要な事項(同条4号)
- ⑦ 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合の対応に関する方針(同条5号)
- ⑧ その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項(同条6号)

2. 業務実施計画の変更の届出(改正法40条の2第2項、改正府令9条の4第2項)

第一種資金移動業者は、業務実施計画について、以下の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- ① 為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合の当該上限額(法40条の2第1号)を引き下げる変更(改正府令9条の4第2項1号)
- ② 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域(改正府令9条の3第2号)を減ずる変更(改正府令9条の4第2項2号)

第一種資金移動業者は、業務実施計画の軽微な変更の届出をしようとするときは、別紙様式第9号の5により作成した**変更届出書**を金融庁長官に提出しなければならない(改正府令9条の4第3項)。

未達債務の額(法43条2項・府令11条3項・4項)

<p>原則 (府令11条3項)</p>	<p>資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の額であって内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。</p> <p>①国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分できない場合 ⇒資金移動業者が全ての利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額</p> <p>②①以外の場合 ⇒各営業日における未達債務算出時点において、資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額</p> <p>※以下の額を控除</p> <p>a. 既に法59条1項の権利の実行の手続が終了した資金移動業がある場合には当該資金移動業に係る為替取引に監視負担する債務の額</p> <p>b. 資金移動業の廃止等により、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合には当該資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務の額</p>
<p>例外 (府令11条4項)</p>	<p>次のア・イに該当する場合には、上記原則から控除した額が未達債務の額</p> <p>ア 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者である利用者に対して当該為替取引に関する債権を有する場合 ⇒当該利用者ごとに算定した当該債権の額(当該債権の額が当該債権に係る債権者である利用者に対し負担する当該債務の額を上回る場合にあっては、当該債務の額)の合計額</p> <p>イ 第一種資金移動業者が第一種資金移動業を営む場合が履行完了額算出時点(未達債務算出時点から供託期限までの間で当該資金移動業者が定める時点)を未達債務算出時点とみなして上記原則例により算出した額を上回る場合 ⇒当該上回る金額</p>

要履行保証金(法43条2項・府令11条6項)

下記①と②の合計額

- ①資金移動業の種別ごとの各営業日における未達債務の額
- ②法59条1項(履行保証金の還付)の権利の実行の手続に関する費用の額
 - (i)未達債務の額(※)が1億円以下の場合
 - ⇒未達債務の額(※)の5%
 - (ii)未達債務の額(※)が1億円を超える場合
 - ⇒未達債務の額(※)から1億円を控除した残額の1%に500万円を加えた額

※預貯金等による管理による第三種資金移動業の場合は未達債務の額から当該未達債務の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額

【最低要履行保証金】(法43条2項ただし書・令14条)

- 1. 第一種資金移動業・第二種資金移動業
 - ⇒1000万円をその資金移動業者が営む資金移動業の種別の数で除して得た額
(1万円未満の端数がある場合は切り捨て)
- 2. 第三種資金移動業(預貯金等管理割合が100%の場合)
 - ⇒0円

(例)第一種・第二種を営む場合は、それぞれ500万円が最低要履行保証金となる。

履行保証金の保全(現行法)

	履行保証金の供託 (法43条)	履行保証金保全契約 (法44条)	履行保証金信託契約 (法45条)
期限	①1週間における要履行保証額の最高額以上の額を ②その週の末日から1週間以内に保全 ※保全契約は、保証枠の範囲内であれば供託による対応不要。		①各営業日の要履行保証額以上の額を、 ②翌営業日まで保全
事務的負荷	1週間ごとの「要履行保証額」の算定は必要。 1週間における要履行保証額以上の金額の最高額以上を供託しておけば追加の供託は必要ない。	1週間ごとの「要履行保証額」の算定は必要。 保証枠以内の要履行保証額であれば事務的負担はかからない。	各営業日の要履行保証額の算定が必要。 各営業日において信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における「要履行保証額」以上の額である場合には、履行保証金の供託を行わないことができる。 ⇒系統的に負荷がかかる。 安全のため、要履行保証金以上の信託をしておく必要がある。
コスト	なし	銀行に対して保証料を支払う。	信託銀行(信託会社)に信託報酬を支払う。
当局の承認・届出	必要なし	事前届出必要	事前承認必要
他の保全方法との併用	保全契約の併用可能	供託の併用可能	供託・保全契約の併用不可
保全状況の報告	年2回		

履行保証金の保全(改正法)

	履行保証金の供託	履行保証金保全契約	履行保証金信託契約
期限	<p>(第一種) 各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業日から2営業日内において資金移動業者が定める期間内に供託</p> <p>(第二種・第三種) 一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間における第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日(「基準日」)から3営業日内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間内に供託すること。</p>	<p>保証枠の範囲内であれば供託による対応不要。</p>	<p>(第一種) 各営業日ごとに保全すべき履行保証金の額を算定し、不足がある場合、当該営業日から起算して2営業日以内で資金移動業者が定める期間内に信託する。</p> <p>(第二種・第三種) 一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間ごとに当該期間の末日から3営業日以内で資金移動業者が定める期間内に信託する。</p>
当局の承認・届出	必要なし	事前届出	事前承認⇒事前届出
保全状況の報告	利用者資金の保全状況に関する当局への報告頻度を引き上げ(年2回から年4回に)		
他の保全方法との併用	保全契約・信託の併用可能	供託・信託の併用可能	供託・保全契約の併用可

履行保証金の供託(法43条)

第一種資金移動業	<p>各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業日から2営業日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日数は算入しないものとし、一週間を超える場合には、一週間)内において資金移動業者が定める期間内に供託すること。</p>
第二種資金移動業 第三種資金移動業	<p>一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間における第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日(「基準日」)から3営業日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日数は算入しないものとし、一週間を超える場合には、一週間)内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間内に供託すること。</p>

併存利用が可能な履行保証金信託契約(各種別ごとに締結必要)についても上記の期間に従った履行保証金の保全が必要となる。

履行保証金保全契約の内容(法43条1項・令15条・府令14条の2)①

改正後	改正前
<p>① 当該履行保証金保全契約の対象とする資金移動業の種別(令15条1号)</p> <p>② 当該履行保証金保全契約の相手方が法第46条の規定による命令を受けたときは、当該資金移動業者のために当該命令に係る額の履行保証金が遅滞なく供託されるものであること。(令15条2号)</p>	<p>① 当該履行保証金保全契約の相手方が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該相手方が当該資金移動業者のためにそれぞれ次に規定する金融庁長官の命令に係る額の履行保証金を供託する旨を当該資金移動業者に約していること。(令15条1号)</p> <p>イ 当該履行保証金保全契約に係る法第44条の届出の日の翌日以後次の基準日(法第43条第1項に規定する基準日をいう。)から一週間を経過する日(その日前に当該次の基準日に係る法第44条の届出があったときは、その届出の日)までの間に、当該履行保証金保全契約の相手方が法第46条の規定による金融庁長官の命令を受けた場合</p> <p>ロ 当該資金移動業者がイに規定する次の基準日から一週間以内に当該次の基準日に係る法第43条第1項の履行保証金につき供託(履行保証金保全契約の締結及び履行保証金信託契約(法第45条第1項に規定する履行保証金信託契約をいう。)に基づく信託を含む。)をしなかった場合において、当該履行保証金保全契約の相手方が法第46条の規定による金融庁長官の命令を受けたとき。</p>

履行保証金保全契約の内容(法43条1項・令15条・府令14条の2)②

改正後	改正前
<p>③ 次に掲げる場合以外には、履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。(府令15条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日(令第17条第1項第1号に規定する算定日をいう。以下同じ。)における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額(同号に規定する履行保証金等合計額をいう。以下同じ。)を下回る場合であって、保全金額(法第44条に規定する保全金額をいう。以下同じ。)の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。 二 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の全部について法第59条第1項の権利の実行の手続が終了した場合であって、当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部の解除を行うとき。 三 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の一部について法第59条第1項の権利の実行の手続が終了した場合であって、当該権利の実行の手続が終了した日における当該種別の資金移動業に係る保全金額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第43条第2項に規定する要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。 四 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第17条第2項に定める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部の解除を行うとき。 五 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第17条第2項に定める場合に該当するときに、同項に定める場合に該当することとなった日における当該種別の資金移動業に係る保全金額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第43条第2項に規定する要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。 	<p>② 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、当該履行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができないこと。(令15条2号)</p>

履行保証金信託契約(法45条1項)

改正後	改正前
<p>(履行保証金信託契約) 第45条 <u>資金移動業者は</u>、信託会社等との間で、<u>その営む資金移動業の種別ごとに</u>履行保証金信託契約(当該信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財産を履行保証金の供託に充てることを信託の目的として当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。)を締結し、<u>その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証金信託契約に基づき信託財産が信託されている間、当該信託財産の額につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。</u></p>	<p>(履行保証金信託契約) 第45条 <u>資金移動業者が</u>、信託会社等との間で、履行保証金信託契約(当該信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財産を履行保証金の供託に充てることを信託の目的として当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。)を締結し、<u>内閣総理大臣の承認を受けた場合において、当該資金移動業者の各営業日において当該履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額(第43条第2項に規定する要履行保証額をいう。以下この章において同じ。)以上の額であるときは、同条第一項の規定は、適用しない。</u></p>

現行規制	①各営業日の要履行保証額以上の額を、②翌営業日までに保全することが求められる。
------	---



第二種資金移動業 第三種資金移動業	一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間ごとに当該期間の末日から3営業日以内で資金移動業者が定める期間内に信託する。
第一種資金移動業	各営業日ごとに保全すべき履行保証金の額を算定し、不足がある場合、当該営業日から起算して2営業日以内で資金移動業者が定める期間内に信託する。

【その他の変更点】

- ①資金移動業の種別ごとに履行保証金信託契約を締結することが求められることになる。
- ②内閣総理大臣(金融庁長官)への「承認制」から「届出制」へ。
- ③これまでは履行保証金の保全のために「供託」と「信託契約」との併存利用が認められなかったが、改正後は「供託」と「信託契約」の併存利用が可能となる。

履行保証金信託契約の記載事項(法45条2項)①

改正後	改正前
<p>① 履行保証金信託契約を締結する資金移動業者(当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。)の利用者を受益者とする。こと。(法45条2項1号)</p> <p>② 受益者代理人を置いていること。(同項2号) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>③ 履行保証金信託契約を締結する資金移動業者(「信託契約資金移動業者」)を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約資金移動業者がその為替取引(履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に限る。)の全ての利用者(信託契約資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合)にあつては、当該資金移動業者が行う為替取引の利用者のうち国内にある利用者)を信託財産の元本の受益者とする。こと。(府令19条1号)</p> <p>④ 複数の履行保証金信託契約を締結する場合にあつては、当該複数の履行保証金信託契約について同一の受益者代理人を選任すること。(同条2号)</p>	<p>① 履行保証金信託契約を締結する資金移動業者(「信託契約資金移動業者」)が行う為替取引の利用者を受益者とする。こと。(法45条2項1号)</p> <p>② 受益者代理人を置いていること。(同項2号)</p> <p>③ 信託契約資金移動業者は、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに信託会社等に通知すること。(同項3号)</p> <p>④ 信託契約資金移動業者は、各営業日において信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額以上の額となるよう、必要に応じてその財産を信託財産として拠出する義務を負うこと。(同項4号)</p> <p>⑤ 信託会社等は、各営業日において信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額以下となった場合には、当該信託財産に属する財産を信託契約資金移動業者に移転することができないこと。(同項5号)</p> <p>⑥ 内閣総理大臣の命令に応じて、信託会社等が信託財産を換価し、供託をすること。(同項6号)</p> <p>⑦ 信託契約資金移動業者を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約資金移動業者がその行う為替取引の利用者のうち国内にある利用者(信託契約資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合)にあつては、当該資金移動業者が行う為替取引の全ての利用者)を信託財産の元本の受益者とする。こと。(府令19条1号)</p> <p>⑧ 複数の履行保証金信託契約を締結する場合にあつては、当該複数の履行保証金信託契約について同一の受益者代理人を選任すること。(同条2号)</p>

履行保証金信託契約の記載事項(法45条2項)②

改正後	改正前
<p>⑤ 信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。(府令19条3号)</p> <p>イ 法第56条第1項又は第2項の規定により法第37条の登録を取り消されたとき。</p> <p>ロ 破産手続開始の申立て等(法第2条第18項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。)が行われたとき。</p> <p>ハ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部の廃止(外国資金移動業者にあつては、国内に設けた全ての営業所における当該種別の資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。)をしたとき、又は法第61条第3項の規定による当該種別の資金移動業の全部の廃止の公告をしたとき。</p> <p>ニ 法第56条第1項の規定により履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部又は一部の停止の命令(同項第4号に該当する場合に限る。)を受けたとき。</p> <p>ホ 金融庁長官が供託命令を発したとき。</p> <p>⑥ 信託契約資金移動業者が前号に掲げる要件に該当することとなった場合には、受益者及び受益者代理人が信託会社等に対して受益債権を行使することができないこと(同条4号)</p> <p>⑦ 履行保証金信託契約(信託業務を営む金融機関へ金銭を信託するものであって元本の補填があるものを除く。)に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。(同条5号)</p> <p>イ 国債証券その他金融庁長官の指定する債券の保有</p> <p>ロ 銀行等に対する預貯金</p> <p>ハ 次に掲げる方法</p> <p>(1) コール資金の貸付け</p> <p>(2) 受託者である信託業務を営む金融機関に対する銀行勘定貸</p> <p>(3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託</p>	<p>⑨ 信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。(府令19条3号)</p> <p>イ 法第56条第1項又は第2項の規定により法第37条の登録を取り消されたとき。</p> <p>ロ 破産手続開始の申立て等(法第2条第18項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。)が行われたとき。</p> <p>ハ 資金移動業の全部の廃止(外国資金移動業者にあつては、国内に設けた全ての営業所における資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。)をしたとき、又は法第61条第3項の規定による資金移動業の全部の廃止の公告をしたとき。</p> <p>ニ 法第56条第1項の規定による資金移動業の全部又は一部の停止の命令(同項第3号に該当する場合に限る。)を受けたとき。</p> <p>ホ 金融庁長官が供託命令を発したとき。</p> <p>⑩ 信託契約資金移動業者が前号に掲げる要件に該当することとなった場合には、受益者及び受益者代理人が信託会社等に対して受益債権を行使することができないこと(同条4号)</p> <p>⑪ 履行保証金信託契約(信託業務を営む金融機関へ金銭を信託するものであって元本の補填があるものを除く。)に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。(同条5号)</p> <p>イ 国債証券その他金融庁長官の指定する債券の保有</p> <p>ロ 銀行等に対する預貯金</p> <p>ハ 次に掲げる方法</p> <p>(1) コール資金の貸付け</p> <p>(2) 受託者である信託業務を営む金融機関に対する銀行勘定貸</p> <p>(3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託</p>

履行保証金信託契約の記載事項(法45条2項)③

改正後	改正前
<p>⑧ 信託契約資金移動業者が信託財産を債券とし、又は履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産を前号イに掲げる方法により運用する場合にあっては、信託会社等又は信託契約資金移動業者がその評価額を第21条に規定する方法により算定すること。(府令19条6号)</p> <p>⑨ 履行保証金信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本の補填がある場合にあっては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。(同条7号)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>⑫ 信託契約資金移動業者が信託財産を債券とし、又は履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産を前号イに掲げる方法により運用する場合にあっては、信託会社等又は信託契約資金移動業者がその評価額を第21条に規定する方法により算定すること。(府令19条6号)</p> <p>⑬ 履行保証金信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本の補填がある場合にあっては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。(同条7号)</p> <p>⑭ 複数の履行保証金信託契約を締結する場合にあっては、信託契約資金移動業者が、全ての信託会社等が、適時に、当該複数の履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の合計額を把握するために必要な措置を講じること。(同条8号)</p> <p>⑮ 信託会社等が、信託契約資金移動業者から通知を受けた要履行保証額が大幅かつ急激に減少した場合、信託契約資金移動業者が要履行保証額を通知しない場合その他信託契約資金移動業者の履行保証金信託契約を履行せず、又は履行しないおそれがあると認めた場合には、直ちに金融庁長官にその旨を届け出ること。(同条9号)</p>

履行保証金信託契約の記載事項(法45条2項)④

改正後	改正前
<p>⑩ 次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。(府令19条8号)</p> <p>イ <u>履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合であって、信託財産の額(法第45条第1項に規定する信託財産の額をいう。以下同じ。)の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。</u></p> <p>ロ 履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産を<u>当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る他の</u>履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産として信託することを目的として履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行う場合</p> <p>ハ <u>履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部について法第59条第1項の権利の実行の手續が終了した場合であって、当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部の解除を行うとき。</u></p> <p>ニ <u>履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の一部について法第59条第1項の権利の実行の手續が終了した場合であって、当該権利の実行の手續が終了した日における当該種別の資金移動業に係る信託財産の額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第43条第2項に規定する要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。</u></p> <p>ホ <u>履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第17条第2項に定める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部の解除を行うとき。</u></p>	<p>⑩ 次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。(府令19条10号)</p> <p>イ <u>各営業日において信託されている信託財産の元本の評価額が、その直前の営業日における要履行保証額を超過する場合に、その超過額の範囲内で履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行う場合</u></p> <p>ロ 履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産を<u>他の</u>履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産として信託することを目的として履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行う場合</p> <p>ハ <u>基準日における履行保証金の額と保全金額の合計額が、その直前の基準日における要供託額を上回る場合</u></p> <p>(新設・号の細分化)</p> <p>(新設・号の細分化)</p>

履行保証金信託契約の記載事項(法45条2項)⑤

改正後	改正前
<p><u>△ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であって、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第17条第2項に定める場合に該当するときに、当該場合に該当することとなった日における当該種別の資金移動業に係る信託財産の額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第43条第2項に規定する要履行保証額(同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額)を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。</u></p> <p>⑪ 前号に掲げる場合に行う履行保証金信託契約の全部又は一部の解除に係る信託財産を信託契約資金移動業者に帰属させるものであること。(府令19条9号)</p> <p>⑫ 信託会社等が法第46条の規定による命令に応じて、遅滞なく信託財産を換価し、金融庁長官が指定する供託所に供託すること。(同条10号)</p> <p>⑬ 信託会社等が法第46条の規定による命令に応じて供託した場合には、当該履行保証金信託契約を終了することができること。(同条11号)</p> <p>⑭ 前号の場合であつて、当該履行保証金信託契約のが終了したときにおける残余財産を信託契約資金移動業者に帰属させることができること。(同条12号)</p> <p>⑮ 信託契約資金移動業者が信託会社等又は受益者代理人に支払うべき報酬その他一切の費用及び当該信託会社等が信託財産の換価に要する費用が信託財産の元本以外の財産をもって充てられること。(同条13号)</p>	<p>(新設・号の細分化)</p> <p>⑰ 前号に掲げる場合に行う履行保証金信託契約の全部又は一部の解除に係る信託財産を信託契約資金移動業者に帰属させるものであること。(府令19条11号)</p> <p>⑱ 信託会社等が法第46条の規定による命令に応じて、信託財産を換価し、金融庁長官が指定する供託所に供託すること。(同条12号)</p> <p>⑲ 信託会社等が法第46条の規定による命令に応じて供託した場合には、当該履行保証金信託契約を終了することができること。(同条13号)</p> <p>⑳ 前号の場合であつて、当該履行保証金信託契約の全部が終了したときにおける残余財産を信託契約資金移動業者に帰属させることができること。(同条14号)</p> <p>㉑ 信託契約資金移動業者が信託会社等又は受益者代理人に支払うべき報酬その他一切の費用及び当該信託会社等が信託財産の換価に要する費用が信託財産の元本以外の財産をもって充てられること。(同条15号)</p>

預貯金等による管理(法45条の2)(第三種資金移動業)

1. 預貯金等による管理

第三種資金移動業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、下記①に掲げる日以後、第三種資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

この場合、第三種資金移動業者は、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額に下記②に掲げる割合(「預貯金等管理割合」)を乗じて得た額以上の額に相当する額の金銭を下記①の「預貯金等管理方法」により管理しなければならない。

- ① 第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額の全部又は一部に相当する額の金銭を、(i)銀行等に対する預貯金により管理する方法(法45条の2第1項により管理しなければならないものとされている金銭であることがその名義により明らかなものに限る)(ii)信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本填補の契約のあるものにより管理する方法(法45条の2第1項により管理しなければならないものとされている金銭であることがその名義により明らかなものに限る)(「預貯金等管理方法」)により管理することを開始する日
- ② 第三種資金移動業に係る未達債務の額のうち預貯金等管理方法により管理する額の当該未達債務の額に対する割合
- ③ 商号
- ④ 登録年月日および登録番号
- ⑤ 次のイ・ロに掲げる金銭の管理方法に応じイ・ロに定める事項
 - イ 銀行等に対する預貯金により管理する方法
 - (1) 預貯金口座のある銀行等の商号又は名称
 - (2) 預貯金口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
 - (3) 預貯金の名義
 - (4) 預貯金の口座番号その他の当該預貯金を特定するために必要な事項
 - ロ 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本填補の契約のあるものにより管理する方法
 - (1) 金銭信託の受託者の商号又は名称
 - (2) 金銭信託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
 - (3) 金銭信託の名義
 - (4) 金銭信託の口座番号その他の当該金銭信託を特定するために必要な事項
- ⑥ 法45条の2第2項の規定に基づき監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称
- ⑦ その他参考となる事項

2. 預貯金等管理監査

預貯金等による管理の方法の適用を受けている第三種資金移動業者は、毎年一回、預貯金等管理方法による管理の状況について、毎年1回、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。(法45条の2第2項、府令22条の5)

預貯金等による管理方法による管理に係る態勢(事務ガイドラインV-2)

第三種資金移動業者が預貯金等管理を行う場合には、法第45条の2及び内閣府令第21条の3から第21条の5の規定に基づき、預貯金等管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。

預貯金等管理により利用者の資金を管理する第三種資金移動業者の監督に当たっては、従来の供託等による管理方法と異なり、必ずしも倒産隔離が効かないことから、預貯金等管理の状況の適切性を確認するため、例えば、以下の点に留意する必要がある。

V-2-1 主な着眼点

(1) 経営陣の認識・関与

経営陣は、預貯金等管理を行う場合、利用者保護の確保の重要性を認識し、**預貯金等管理方法による管理が適正かつ確実に行われているかを検証しているか**。また、預貯金等管理の状況について、**定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、預貯金等管理が適切に行われるための体制の整備(内部けん制機能の確保を含む。)**等に活用しているか。

(2) 預貯金等管理の方法

- ① 預貯金等管理に係る社内規則に、**預貯金等管理の方法が具体的に定められ、利用者との契約に反映しているか**。
- ② 自己の固有財産である金銭と利用者の資金が、**上記方法に基づいて明確に区分され、かつ、個々の利用者の資金の残高について、直ちに判別できること**としているか。また、その**遵守状況について適切に検証すること**としているか。
- ③ 預貯金等管理を行う場合、銀行等の口座残高等が、その管理しなければならない額に不足する事態を防止するための措置として、例えば以下の措置を講じているか。
 - ・ **預貯金等管理業務を担当する部門を設置しているか。利用者資金の受払いの手続を行う担当者と利用者資金の残高を照合する担当者の兼務を禁じているか。**
 - ・ **事故・不正防止の観点から、各担当者を定期的に交代させること**としているか。
- ④ 利用者の資金について、内閣府令第21条の3第1号に規定する方法により管理する場合、第三種資金移動業に係る各営業日における**未達債務の額に、預貯金等管理により管理する額の割合(以下「預貯金等管理割合」という。)を乗じた額を算定の上、利用者の資金を分別管理している銀行等の口座残高が当該算定額以上の額となっているか**を毎営業日に確認しているか。また、確認した結果、銀行等の口座残高が預貯金等管理により**管理しなければならない額に満たない場合には、直ちに当該不足額を解消の上、原因の分析**を行っているか。
- ⑤ 利用者の資金について、内閣府令第21条の3第2号に規定する方法により管理する場合、第三種資金移動業に係る**各営業日**における未達債務の額に、**預貯金等管理割合を乗じた額を算定の上、利用者の資金を分別管理している金融機関の信託財産の元本評価額が当該算定額以上の額となっているか**を毎営業日に確認しているか。また、確認した結果、信託財産の元本評価額が預貯金等管理により**管理しなければならない額に満たない場合には、直ちに当該不足額に相当する金銭を信託財産に追加した上、原因の分析**を行っているか。

(3) 預貯金等管理監査

- ① 預貯金等管理監査に対応するための必要な**社内態勢(社内規則・マニュアルの策定等)**が整備されているか。
- ② 経営陣は、預貯金等管理監査を行うに当たって、業務に関し、その規模・特性に応じ、**適切な公認会計士又は監査法人を選定**しているか。
- ③ 預貯金等管理監査において**把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく経営陣に報告**されているか。また、預貯金等管理監査における指摘事項を**速やかに改善**しているか。

複数種別の資金移動業を営む場合の履行保証金の供託(法58条の2)

1. 特例対象資金移動業

二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、その営む資金移動業の種別の全部又は一部について第43条1項の規定による履行保証金の供託に係る当該資金移動業の種別ごとの算定期間、基準日等及び供託期限が同一である者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、下記①に掲げる日(「特例適用開始日」という。)以後、下記②に掲げる資金移動業の種別(「特例対象資金移動業」)について一括供託をすることができる。

①一括供託を開始する日

②一括供託をする2以上の資金移動業の種別(算定期間、基準日等、供託期限が同一であるものに限る。)

③商号

④登録年月日および登録番号

⑤特例対象資金移動業に係る算定期間

⑥特例対象資金移動業に係る基準日等

⑦特例対象資金移動業に係る供託期限

⑧特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

2. 特例対象資金移動業の最低要履行保証金(法58条の2・法43条2項但書・令17条の3)

①特例資金移動業のみを営む資金移動業者⇒1000万円

②特例資金移動業＋第三種資金移動業(預貯金等管理割合100%)⇒1000万円

③特例資金移動業＋第一種資金移動業or第二種資金移動業⇒666万円

複数種別の資金移動業を併営する場合の監督上の評価項目(事務ガイドラインV)

VI-1 複数種別の資金移動業を併営する場合の弊害防止

利用者利便を確保するために、同一の資金移動業者による複数種別の資金移動業を併営することが認められているが、他方で、併営に伴う弊害を防止する必要がある。

VI-1-1 主な着眼点

(1) 二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置

- ① 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、**営む資金移動業の種別ごとに、各利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、分かりやすく容易に知ることができるようにするための措置**を講じているか。
- ② 法第43条第1項に規定する**履行保証金の供託は資金移動業の種別ごとに行うことが求められている**ほか、法第53条第1項に規定する**報告書において、資金移動業の種別ごとの収支状況の報告が求められている**ことを踏まえ、**営む資金移動業の種別ごとに勘定を設け、区分経理**を行っているか。

(2) 第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む場合に必要な措置

第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者は、**第一種資金移動業に課されている厳格な滞留規制の潜脱防止のため、第二種資金移動業として利用者から受け入れた資金について、第一種資金移動業に係る為替取引のための資金に振り替えることを防止する措置**を講じているか。また、こうした対応につき利用者に分かりやすく説明しているか。

二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置(府令30条の4)

1. 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対して負担する資金移動業の種別ごとの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業の種別ごとの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。(府令30条の4第1項)
2. 資金移動業者(第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む者に限る。)は、利用者から資金(第二種資金移動業に係るものに限る。)を受け入れ、第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担している場合にあつては、当該債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更することを防止するための措置を講じなければならない。(同条2項)

利用者に対する情報提供(府令29条の2)(新設)

資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

- ①その営む資金移動業の種別
- ②履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別及び履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結している場合にあつては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称
- ③その営む資金移動業の種別ごとの算定期間及び供託期限
- ④第三種資金移動業について預貯金等による管理(法45条の2第1項)をする場合にあつては、預貯金等管理割合及び法59条1項ただし書に規定する権利の内容
- ⑤為替取引に係る業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針
- ⑥その他前各号に掲げる事項に関し参考となると認められる事項

※「その他当該為替取引の内容に関し参考となると認められる事項」(府令29条1項2号へ)としては、以下の事項を利用者に情報提供することになる(事務ガイドラインIII-2-1①(注))

- ・為替取引の上限額
- ・為替取引に係る資金の受取の方法
- ・具体的な為替取引の指図を伴わない資金の受入れ不可
- ・資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間

利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置(府令30条の3)

履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない(府令30条の3)。

○利用者から受け入れた資金を貸付等の原資として用いることを防止するための措置(事務ガイドラインⅡ-2-2-1-1(6))

資金移動業者が利用者資金の保全方法として履行保証金保全契約を利用する場合であって、利用者資金を貸付に活用したときは、銀行業の免許を受けることなく、実質的に信用創造を行うことが可能となり問題であるほか、為替取引を行うために受け入れた利用者資金を流動性が低い資産である貸付金に転換することにより流動性リスクを抱えることになり、資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から問題である。これらの問題点を踏まえ、利用者から受け入れた資金を原資として貸付又は手形の割引を行うことを確実に防止するための措置を講じているか。

例えば、次のような措置を全て講じることが考えられる。

- ① 為替取引に関し、利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する方法や1の銀行口座で管理する場合であっても利用者から受け入れた資金が貸付の原資に用いられていないことを合理的に確認できる方法が社内規則に具体的に定められているか。
(注)「利用者から受け入れた資金が貸付の原資に用いられていないことを合理的に確認できる方法」とは、例えば、貸付の原資となる資金の額として、利用者から受け入れた資金の金額を自己資金から控除した金額を適時・適切に把握の上、貸付額が当該貸付の原資となる資金の額の範囲内であることを確認する方法等が考えられる。
- ② 利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金が上記方法により明確に区分され、かつ、利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する場合には両口座の間で融通等が行われることがないよう、適時・適切に検証することとしているか。
- ③ 事故・不正防止の観点から、利用者から受け入れた資金を管理する担当者と貸付の原資となる資金を管理する担当者を兼務させない等の措置を講じているか。

なお、資金移動業者には、資金移動業を適正かつ確実に遂行することが求められていることを踏まえれば、利用者から受け入れた資金について、貸付以外の用途であれば自由に活用して良いというわけではなく、利用者からの指図に円滑に対応していくために十分な流動性を確保するとともに、容易に毀損することがないよう管理する必要があることに留意する。

第三種資金移動業に係る利用者保護措置

V-3 第三種資金移動業に係る利用者保護措置

第三種資金移動業者は、利用者の資金の保全に関し預貯金等管理することを届け出たときは、届出の範囲内で、預貯金等管理を行うことができるが、預貯金等管理を行う場合、従来の供託等の管理方法と異なり、必ずしも倒産隔離が効かないことから、第三種資金移動業者の破綻時に利用者が十分な資金の還付を受けられないおそれがある。

このため、預貯金等管理を行う第三種資金移動業者は、**破綻時のリスクに係る情報の提供を充実させる必要がある。**

V-3-1 主な着眼点

(1) 銀行が行う為替取引との誤認防止

銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行う際には、法第45条の2第1項の規定の適用を受けている場合にあつては、内閣府令第28条第2項第4号に規定する事項として、Ⅱ-2-2-1-1(2)に加え、以下の点を説明しているか。なお、預貯金等管理割合を10割としている場合は、Ⅱ-2-2-1-1(2)②の説明を要しない。

- ・法第45条の2第1項の規定の適用により履行保証金の全部又は一部を供託しないことができる旨及び預貯金等管理方法により管理を行っている旨
- ・法第59条第1項ただし書に規定する権利の内容

(2) 利用者に対する情報提供

- ① 内閣府令第29条第1項各号若しくは第2項各号又は第29条の2各号に規定された事項について、書面を交付(電磁的方法を含む)した上で説明を行うこととするなど、十分な情報提供を行っているか。
- ② 内閣府令第29条の2第4号に規定する法第59条第1項ただし書に規定する権利の内容として、以下の点を説明しているか。
 - ・預貯金等管理割合を10割としている場合は、履行保証金が存在しないため、破綻時に同項に規定する優先弁済権を有しない旨
 - ・預貯金等管理割合を10割とせずに預貯金等管理を行う場合は、第三種資金移動業に関し負担する債務に係る債権については、預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、履行保証金に係る権利を有する旨及び供託等している履行保証金の範囲で還付を受けられる旨

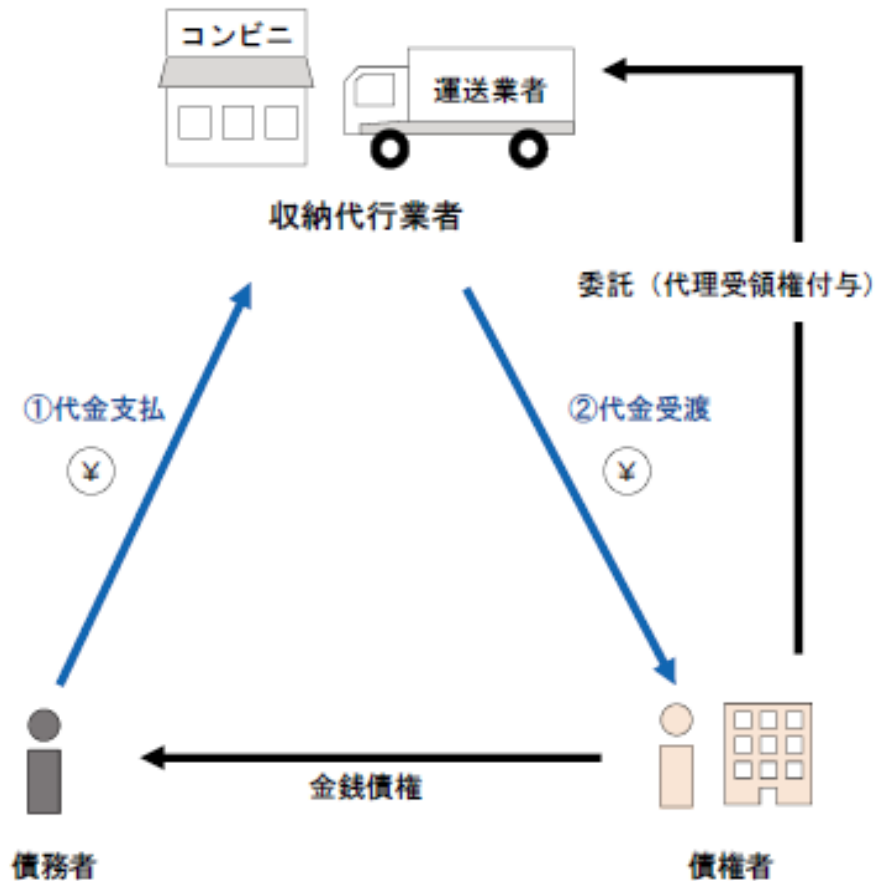
収納代行サービスに関する改正

WG報告書

- 「収納代行サービス」とは、商品やサービスの提供者のために、代理人(コンビニエンス・ストア等)が、自ら又はその関連会社の店頭において、料金を現金で受け取るサービス(例えば、公共料金の受取サービスがこれに該当)。
- 「代金引換サービス」とは、宅配業者が、顧客の代金の支払いと引き換えに、商品やサービスを引き渡すサービス。収納代行サービスと代金引換サービスのいずれにも、現在規制は設けられていない。
- 従前から、これらのサービスは、法律上、「為替取引」に該当するのではないかとの議論があった。また、これらのサービス提供者の破綻や詐欺的行為の防止のため、何らかの措置を講じるべきではないかとの議論もあった。
- もっとも、収納代行業者が債権者から代理受領権を付与されている場合、債務者が収納代行業者に代金を支払った時点で債務の弁済が終了することから、債務者に二重払いの危険はない。債務弁済終了後の収納代行業者の信用リスクは債務者が負担することになる。
- 金融審議会金融文科会第二部会報告「資金決済に関する制度整備について」(2009年1月)では、以下のとおり、収納代行サービスの制度整備を図ることなく、将来の課題とした。

銀行法(為替取引)に抵触する疑義がある、サービスを提供する事業者が破綻した場合には収納を依頼した者に被害が生じる可能性がある等から制度整備を行うことが適当との意見に対し、為替取引に該当しない、支払人に二重支払の危険はない、利用者の利便性を低下させる等から制度整備は必要がないとの意見があり、サービスを提供する事業者や関係省庁等からも制度整備に対する強い異論が出された。このように共通した認識を得ることが困難であった事項については、性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当と考えられる。

典型的な収納代行サービスのイメージ



コンビニ、運送業者等の事業者が、債権者から代理受領の委託を受けて、①債務者から商品等の代金を受領し、②債権者に受け渡す。(コンビニの公共料金支払い等で利用され、運送会社が行う代金引換サービスも同様の仕組みとされる。

○出所:金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」(第2回)「参考資料」(2019年10月24日)

新たな収納代行サービス

1. 収納代行サービスを取り巻く状況の変化

その後、例えば、割り勘アプリといった形で、収納代行の形式をとりつつ、実質的に個人間送金を行う新たなサービスが提供されるなど、収納代行を取り巻く状況が変化している。

WGでは、現時点で把握できている収納代行の形式をとったサービスを念頭に、為替取引に関する規制を適用する必要性についての検討を行われていたが、イノベーションが進展する中で、事業者の創意工夫により、将来、収納代行の形式をとった新たなサービスが提供される可能性もある。そこで、WG報告書では、今後とも、収納代行を巡る動向を注視しつつ、それぞれのサービスの機能や実態に着目した上で、為替取引に関する規制を適用する必要性の有無を判断していくことが適当と考えるとしている。

2. 債権者が事業者等である収納代行

収納代行については、サービス形態によっては、債権者・債務者双方が収納代行業者に対する信用リスクを抱える可能性があることから、利用者保護のための制度整備が必要との指摘がある。

他方で、収納代行のうち、①債権者が事業者や国・地方公共団体であり、かつ、②債務者が収納代行業者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかである場合には、既に一定の利用者保護は図られていると考えることが可能。したがって、WG報告書では、こうした収納代行について、為替取引に関する規制を適用する必要性は、必ずしも高くないと考えられるとしている。

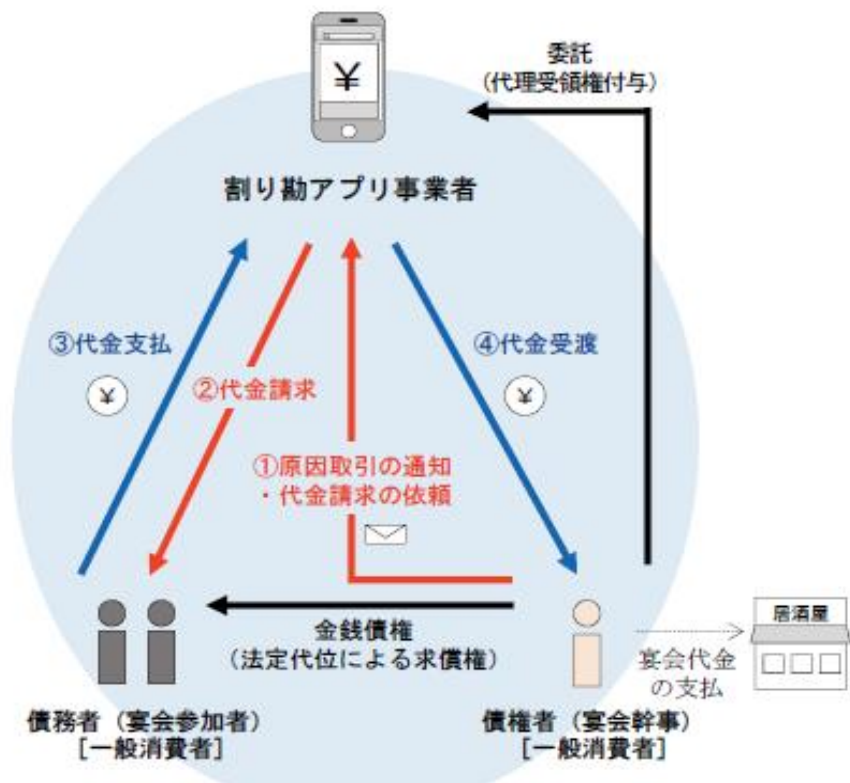
個人間の収納代行(割り勘アプリ)

「割り勘アプリ」とは、オンライン上で、債権者(宴会幹事)に代わって事業者が債務者(宴会参加者)から債権(参加費)の回収を行うサービスを指す。割り勘アプリ事業者が、債権者(宴会幹事)から、①宴会代金の支払を行った旨の通知と代金請求の依頼とともに、代理受領の委託を受けて、②債務者(宴会参加者)に代金請求を行った上で、③債務者から代金を受領し、④債権者に受け渡しをする。

このようなサービスについては、サービス提供者は、個人間の債権債務関係の発生事由に関与しておらず、単に資金のやり取りを仲介しているだけであり、その経済的な効果は、債権者が、第三者であるサービス提供者に対して逆為替(取立為替)の依頼を行っている場合と同視しうると考えられます。また、一般消費者である債権者・債務者双方が、サービス提供者に対して信用リスクを抱えるおそれがあり、利用者保護を確保する必要性は高いと考えられる。

WG報告書は、こうしたサービスについては、収納代行の形式をとってはいるものの、資金決済法等の為替取引に関する規制の適用対象となることを明確化することが必要と考えられるとしている。すなわち、割り勘アプリサービスの提供者は資金移動業者としての登録が必要となることが明確化される。

割り勘アプリのイメージ



「**割り勘アプリ**」とは、オンライン上で、債権者(宴会幹事)に代わって事業者が債務者(宴会参加者)から債権(参加費)の回収を行うサービス。
割り勘アプリ事業者が、債権者(宴会幹事)から、①**宴会代金の支払を行った旨の通知と代金請求の依頼**とともに、代理受領の委託を受けて、②債務者(宴会参加者)に代金請求を行った上で、③債務者から**代金を受領し**、④**債権者に受け渡す**。

○出所:金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」(第2回)「参考資料」(2019年10月24日)

個人間の収納代行(エスクローサービス):規制化見送り

エスクローサービスのイメージは、以下の通り。

- ① ネットオークション、フリマアプリ等のサービスを提供する事業者(「事業者」)が、個人間の物品売買等の契約締結を確認し、債権者(売主)から代理受領の委託を受ける。
- ② 事業者が債務者(買主)から商品の代金を受領する。
- ③ 事業者が代金入金のお知らせを行う。
- ④ これを受けた債権者が商品を発送する。
- ⑤ 債務者が商品到着のお知らせを行う。
- ⑥ これを受けた事業者が、債務者から受領した代金を債権者に受け渡す。

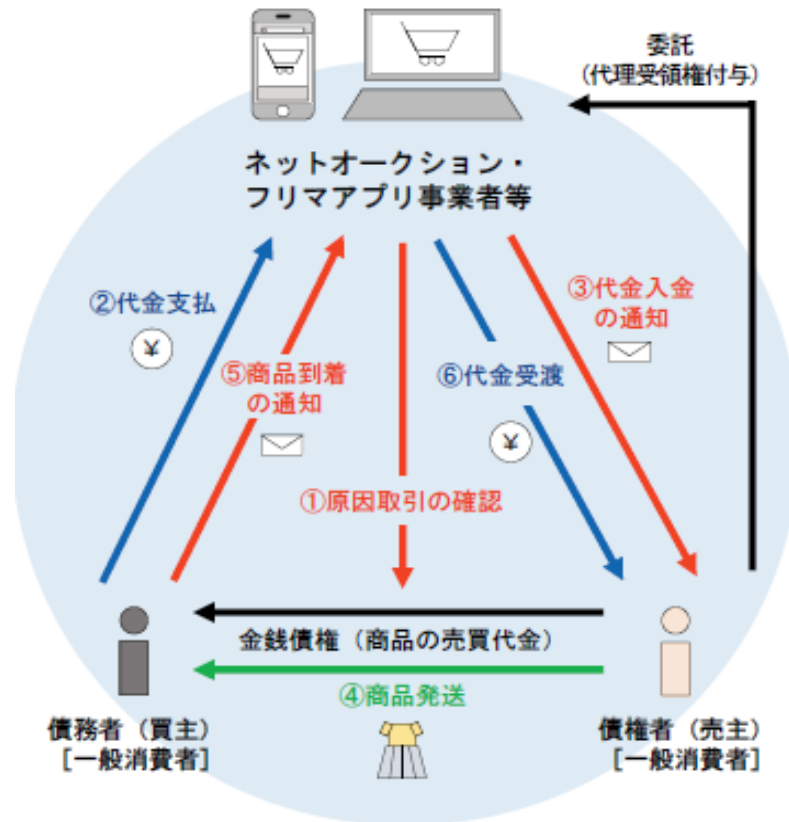
エスクローサービスにおいては、個人間における物品の売買等の取引に際し、当事者双方の債務の同時履行を図ることにより、当事者間トラブルの未然防止機能があり、債権者・債務者双方がその利点を享受している。

エスクローサービスについては、売買契約等の当事者間に生じる信用リスクをサービス提供者に付け替えているだけであるとの指摘がある。また、仮にエスクローサービスに為替取引に関する規制を適用した場合、利用者保護上重要な役割を果たしているエコシステムに支障が生じかねないとの指摘もある。

他方で、エコシステムへの留意は、利用者保護に懸念を生じさせない範囲にとどめるべきであり、債務者が債権者に支払うべき資金をサービス提供者が保持する以上、利用者保護のためにその保全が図られることが必要との指摘もある。

本報告書では、エスクローサービスに為替取引に関する規制を適用する必要性については、現時点で共通の認識を得られておらず、また、これまで社会的・経済的に重大な問題とされるような被害は発生していないことも踏まえて、直ちに制度整備を図ることは必ずしも適当ではなく、引き続き検討課題とすることとされた。

エスクローサービスのイメージ



エスクローサービスのイメージは、以下の通り。

- ① ネットオークション、フリマアプリ等のサービスを提供する事業者（「事業者」）が、個人間の物品売買等の契約締結を確認し、債権者（売主）から代理受領の委託を受ける。
- ② 事業者が債務者（買主）から商品の代金を受領する。
- ③ 事業者が代金入金のお知らせを行う。
- ④ これを受けた債権者が商品を発送する。
- ⑤ 債務者が商品到着のお知らせを行う。
- ⑥ これを受けた事業者が、債務者から受領した代金を債権者に受け渡す。

○出所：金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」（第2回）「参考資料」（2019年10月24日）

法第2条の2について(為替取引に該当する行為)

○資金決済に関する法律第2条の2

第2条の2 金銭債権を有する者(以下この条において「受取人」という。)
からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方
法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託(二
以上の段階にわたる委託を含む。)その他これに類する方法により支払
を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、
当該受取人に当該資金を移動させる行為(当該資金を当該受取人に交
付することにより移動させる行為を除く。)であって、受取人が個人(事業
として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。)である
ことその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当
するものとする。

内閣府令で定める要件

○資金移動業者に関する内閣府令第1条の2(新設)

第1条の2 法第2条の2に規定する内閣府令で定める要件は、**受取人**(同条に規定する受取人をいう。以下この条において同じ。)**が個人**(事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。)であり、かつ、**次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。**

- 一 受取人が有する金銭債権に係る債務者又は当該債務者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)その他これに類する方法により支払を行う者(第3号において「債務者等」という。)から弁済として資金を受け入れた時(他の者に資金を受け入れさせる場合にあっては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時)までに当該債務者の債務が消滅しないものであること。
- 二 受取人が有する金銭債権が、資金の貸付け、連帯債務者の一人としてする弁済その他これらに類する方法によってする当該金銭債権に係る債務者に対する信用供与をしたことにより発生したものである場合に、当該金銭債権の回収のために資金を移動させるものであること。
- 三 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - イ 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立って又はそれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に当該受取人に当該資金を移動させるものでないこと。
 - ロ 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて資金を移動させるものでないこと。

法2条の2に該当する行為(為替取引に該当する行為)の整理

以下の1から3までの要件をすべて満たすこと

1. 金銭債権を有する者(「受取人」)からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為(当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。)
2. 受取人が個人(事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。)

(3-1から3-3までのいずれかの要件に該当すること)

- 3-1. 受取人が有する金銭債権に係る債務者又は当該債務者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)その他これに類する方法により支払を行う者(「債務者等」)から弁済として資金を受け入れた時(他の者に資金を受け入れさせる場合にあつては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時)までに当該債務者の債務が消滅しないものであること。
- 3-2. 受取人が有する金銭債権が、資金の貸付け、連帯債務者の一人としてする弁済その他これらに類する方法によってする当該金銭債権に係る債務者に対する信用供与をしたことにより発生したものである場合に、当該金銭債権の回収のために資金を移動させるものであること。
- 3-3. 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - イ 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立って又はそれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に当該受取人に当該資金を移動させるものでないこと。
 - ロ 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて資金を移動させるものでないこと。

事務ガイドライン

I-2 法第2条の2について(為替取引に該当する行為)

当局は、法第2条の2に定める行為であって、内閣府令で定める要件に該当するものへの該当性について照会等があった場合には、同条及び資金移動業者に関する内閣府令(平成22年内閣府令第4号。以下「内閣府令」という。)第1条の2に規定する要件に照らして判断するものとする。ただし、法第2条の2の規定は、同条に定める行為であって、内閣府令で定める要件に該当するものが為替取引に該当することを確認するものであるところ、今後新たなビジネスモデルが登場する可能性等もあることから、同条に定める行為に該当しない行為及び同条に定める行為には該当するが内閣府令に定める要件に該当しないものが将来にわたって直ちに為替取引に該当しないことを意味するものではなく、事業者の行為が為替取引に該当するかは、その事業者が行う取引内容等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。

前払式支払手段に関する改正

利用者の保護等に関する措置(法13条3項)

○法13条3項が追加

『前払式支払手段発行者は、第一項に規定するもののほか、**内閣府令で定めるところ**により、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。』

1 利用者への情報提供(前払式支払手段発行業者府令23条の2)

以下の情報を利用者に提供

- ① 発行保証金の供託(法14条1項)の趣旨・発行保証金の還付の権利(法31条1項)の内容
- ② 発行保証金の供託・保全契約・信託契約の別、保全契約・信託契約については相手方の氏名、商号・名称
- ③ 無権限者の指図による利用者の損失その他の対応に関する方針

2. 利用者保護のための措置(前払式支払手段発行業者府令23条の3)

- ① 前払式支払手段の**不適切な利用を防止するための措置**(1号)
- ② **前払式支払手段の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合**、利用者以外の者に損失が発生した場合における損失の補償等の対応に関する方針を当該者に周知するための適切な措置(2号)

※事務ガイドラインII-2-9-1(注2)

内閣府令第23条の3第2号に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、**銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合など、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合**をいう。

不適切利用防止措置(事務ガイドラインII-2-6)

情報通信技術の発展に伴い、前払式支払手段の発行者が提供する仕組みの中で、**前払式支払手段の保有者が他者に未使用残高を譲渡することで、個人間で支払手段の移転を行うことが可能な形態の前払式支払手段が登場**してきている。

このような前払式支払手段は、発行者が提供する仕組みの中で、未使用残高の譲渡が繰り返されるため、移転の履歴が把握しやすい等の利点があるが、発行者が提供する仕組みの中での前払式支払手段の移転が、例えば、**公序良俗を害するような不適切な取引に利用されることがないようにすることが必要**と考えられる。

これらを踏まえ、内閣府令第23条の3第1号に規定される前払式支払手段を発行する前払式支払手段発行者に対しては、**当該前払式支払手段が不適切に利用されないために必要な措置**(以下「不適切利用防止措置」)を講じることが求められる。不適切利用防止措置に関する監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

なお、字義どおりの対応がなされていない場合であっても、当該前払式支払手段の規模や特性などからみて、不適切利用防止の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。

II-2-6-1 主な着眼点

- ① **1回又は1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限設定**について、不適切な取引に利用されることがないようにするという点を踏まえつつ、**実需に応じた合理的なもの**となっているか。
- ② **一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者を特定**するなど、**不自然な取引を検知する体制を整備**しているか。
- ③ **不自然な取引を行っている者に対し、その利用を一旦停止する等の対応**を行っているか。また、**原因取引の主体や内容等**について、**必要な確認**をしているか。

委託先の指導(法21条の2)

(委託先に対する指導)

第21条の2 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

○委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置(府令45条の2)

- ①当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- ②委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- ③委託先が行う前払式支払手段の発行の業務に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
- ④委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、前払式支払手段の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための措置
- ⑤前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るために必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更または解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

事務ガイドラインの追加内容

以下の項目が事務ガイドラインに新たに追加されている。

- Ⅱ－1－3 不祥事件に対する対応
- Ⅱ－2－6 不適切利用防止措置
- Ⅱ－3－2 事務リスク
- Ⅱ－3－3 外部委託
- Ⅱ－1－3 不祥事件に対する対応